

施設基準について

○地域体制加算

- ・1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上)
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍)
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

○連携強化加算

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しています。

当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。

オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しています。

① 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。)

イ 個人防護具を備蓄。

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品(検

査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。

② 災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

○後発医薬品調剤体制加算

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

○在宅薬学総合体制整備加算

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。

在宅患者の皆様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

○医療DX推進体制整備加算

当薬局では医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。

当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

○かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・週 32 時間以上の勤務
- ・当薬局へ 1 年以上在籍

- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

○在宅患者訪問薬剤管理指導(医療保険の方)・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(介護保険の方)

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。